

第一類 第九号)

第三十一回国会 商

工 委 員 会 議 錄 第十五号

(一四二)

昭和三十四年二月十七日(火曜日)

同日

輸出入取引法の一都を改正する法律

出席委員
委員長 長谷川四郎君

として今村等君が議長の指名で委員に選任された。

案反対に関する請願(羽田一君紹介)(第一四九五号)

ればならないというふうにわれわれは考えております。

理事中村 幸八君(理事南)久雄君

中国産生漆輸入に関する請願(羽田一君紹介)(第一四九六号)

ところで、この久保田建材のカラベスの技術導入の問題は、昨年の初めころから、その申請がわれわれのところに提出されているのでございますが、何しろ新しい建築資材でございまして、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。勝澤君。

理事田中 武夫君

武嗣郎君紹介(第一四五一号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四九七号)

岡本 茂君

木倉和一郎君(得三君)

が、何しろ新しい建築資材でございまして、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。勝澤君。

赤澤 伊平君

同(濱田正信君紹介)(第一五〇二号)

ス・マンビルの技術導入の問題は、昨年の初めころから、その申請がわれわれのところに提出されているのでございますが、何しろ新しい建築資材でございまして、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。勝澤君。

中井 一夫君

野原 正勝君(渡邊本治君)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四九六号)

岡本 新井 京太君

同外八件(飯塚定輔君紹介)(第一四五二号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五二号)

内海 清君

同(秋田大助君紹介)(第一五四七号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五七号)

勝澤 芳雄君

同外十件(坂田英一君紹介)(第一五四八号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五八号)

水谷長三郎君

同外二件(田村元君紹介)(第一四五九号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五九号)

出席政府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五九号)

大臣官房長官 通商産業事務官

同外二件(竹内俊吉君紹介)(第一四五〇号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一四五〇号)

(重工業局長) 通商産業事務官

同外一件(野原正勝君紹介)(第一五五一号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五五一号)

(鉢山局長) 通商産業事務官

同外二件(平野三郎君紹介)(第一五五二号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五五二号)

通商産業事務官 今井 善衛君

同外三件(藤本捨助君紹介)(第一五五三号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五五三号)

中小企業庁長官 岩武 照彦君

同外二件(南好雄君紹介)(第一五四号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五四号)

委員外の出席者 専門員 越田 清七君

同外二件(村瀬宣親君紹介)(第一五五五号)

ス・マンビルと久保田建材との間のドライ・プロセスによるカラベストスの製造技術援助契約締結認可の申請に関する請願(栗原俊夫君紹介)(第一五五五号)

委員会等君辞任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

日本貿易再開促進に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第一四五二号)

本日の会議に付した案件
プラント類輸出促進臨時措置法案
(内閣提出第一〇一號)

織維産業に關する件

が、日本における新しい会社の株を五
二%持つというふうな、むしろ日本の
企業が外国の企業かわからないよう
な経営体をとろうとしていたのでござ
いますが、今回の場合は単なる普
通の技術導入でございまして、パテ
ント料とかあるいはノード・ハウの代
金を払うという、単なる普通の技術
導入のケースにすぎません。また入れ
ようとする技術がドライ・システムと
申しまして、日本では現在行われてい
ないような新しい方法で着色の石綿ス
レートを作るのですございます。これは
この前はフレキシブルの技術導入で
ありますて、この前のときは日本で
も若干そういう同じものが生産されて
いた、それと同様のものについての技
術導入をしようということで、政府と
しても既存業界への影響につきまし
て、大きく問題として考えなければな
い、それと同様のものについての技
術導入をしようということで、政府と
してはこの前のときは製品の種類が非常
に広範にわたって、その導入技術に
よつて作られるということになつてい
たのでござりますが、今度の場合は、
單にカラベーストス、着色された石綿ス
レートの板と申しますか、そういうも
のだけに製品が限られているといふよ
うなことで、日本の既存業界に与える
影響も前のと比べますと著しく小さく
いうふうな点が違つておりますて、
この問題を前回の日米石綿問題とあ
かも全く同じような感じで取り扱うと
いうことは、われわれとしては注意し
なければならないのじやないかといふ
ふうに思つております。いずれにし
ろ、今後ともいろいろ業界なりあるい
は関係官庁等ともよく打ち合せをいた
しまして、その上で最終的な線を決定

○勝澤委員 ただいまの御説明ですと、意見を取りまとめて中でまだ未決定だ、こういうふうに言われておりますが、その通りですか。

○森(舊)政府委員 今日までの研究の結果ではこれを進めまして、関係官庁の幹事会等に出し、あるいはその後の機関にお詣りするといふふうにしていいのではないかというふうに思つておりますが、しかし許可の条件等につきましては、まだこれからいろいろ研究しなければいけない段階でございますし、また業界との意見の調整などにつきましても、まだいろいろ残された点がござりますので、われわれとしてはまだ最終的に方針をきめたということは言えない段階にあると考えております。

○勝澤委員 私の業界から聞いておることとちよつと違ふように思うのです。が、二月の五日に新田課長の方から、通産省としては技術導入に踏み切つた、こういうことで認可の理由についての説明があつた、こういうことがいわれ、また業界の方の石油ストレート協会からは、これに対する声明書が提出されておるわけありますが、今の御説明ですと、まだそこまで行つていなくて、十分業界の意見を聞いて相談をして、それによつてきめていきたい、こういうことでござりますね。

○森(舊)政府委員 おつしやるよろしく、役所としては一応の——これを進めているのであります。しかし現実にこれをどういう形で許可をするかどうか、あるいは許可する場合の条件などをす。

るか、具体的にどういう形でこの問題を收拾するかということにつきましては、われわれはまだ未決定でございまして、今後業界ともいろいろ話し合いたいとして、そういう最終的な姿をめざしておもふに考えております。

○勝澤委員 大へん通産省の取扱いとしては、慎重になさつておることで、大へんけつこうなことだと思います。特にこの問題につきましては中小企業の多い問題でありますし、業界が一致をして反対をしておる、いろいろものでありますから、やはり取扱いにつきましては、念には念を入れてやることの方が多いと思ひますから、十分その点につきましては業界の意見を聞いてやつていただきたい。

そこで、今説明の中では、昭和二十九年の四月八日あるいは二十九年五月十二日当商工委員会で問題になつた日本石綿工業と、今度の久保田建業材といふものとは、どういふうに違つておられるのですか、それと、関連性はないが、どういふうになつておるのですか、この点について御説明を願いたいと存じます。

○森(誓)政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたが、前の日本石綿の場合は、まず第一に、日本でそれを導入する企業者の性格が、今回と違つております。合弁会社であったといふことであります。つまり、前回の場合は、ジョンス・マンビル及びその系列の会社の持ち株が、日本での導入技術をもつて産業を営もうとする企業体の五二%に達しておりましたので、つまり、過半数は外国系の会社の持ち

が、今回の場合は、そういうものが内には全くないというものがござります。そういう点からしまして、既存業界に与える影響が非常に軽微です。いろいろな点で前回の日米石綿問題と回の問題とは、大へん性格が違うものだというふうに考えております。

○勝澤委員 前回の日米石綿と今回久保田建材とは違うということを言れたのですけれども、しかし根本となるのは、アメリカの方はジョンソン・ビルなどということは明確なんですね。たなこの前は、日米石綿工業を作った、今度はそれをやめて久保田建材とした、こういう違いしかないようには思う。久保田建材といらうのは、現実にこれと似たような仕事をしているのですが、どうですか。それとう、違うと言われておるので、昔にあるといいますか、もとといいますか、根本は、ジョンソン・ビルが本にこのような技術を入れたい、こいつうねらいですから、根本的には二九年に行われた問題と何ら本質的に違ひがない、こういうように思うのです。そうして本質的には、一休ジョンソン・ビルはどういうねらいを持って日米石綿でだめになつて、今日久田になつてきたのか、こういう点について監督官庁としての御見解を賜わたい。

○森(誓)政府委員 御指摘のように技術を提供しようとするものは前と同じであります。それから今回技

スレート製品と類似のものとして、タニット・パイプを作つております。

が、これは一種の石綿スレート製品でございます。今回のカラベーストスにござります。そのエタニット・パイプの廃材、端ぎれ、そういうものをカラベーストスの原料にして再使用しようといふうちなねらいを持つておるようござります。そういう意味で、現在久保田建材はカラベーストスと関係のある仕事をしているということを言えると思いまして、それから前回の日米石綿と全く同じであるという御指摘ございましたけれども、提供者は同じでござります。

○勝澤委員 私はしろうとですから、

あまり技術的な内容はよくわかりません

で、それでも、国内におけるこれと

同じようなスレート産業の業者は、こ

れに対してもどういふ意見を持つておら

れるのですか。

○森(誓)政府委員 そのこまかい点について一々申し上げるのはどうかと思

いますが、きわめて大づかみに申しますと、第一に、今回入れようとする

技術は日本にとっては新しいものでは

ない、すでに日本では試験済みのもの

である、そうしてだめである、といふ

ことが、まず一番大きい反対点でございましょう。それから次には、ジョン

・マンビルという会社は元来世界制

禦をねらっている会社で、今回この技

術導入することによって、日本の石

綿スレート業界を席巻しようとしている

といふことも言つております。その

ほか、この技術導入による会社を作り

ます。

○勝澤委員 業界の意見といふのは大

きくようなあまり大仕掛なことをや

ういうことならば考へなければいけないと考へます。やはり業

界の非常に良識ある公正な判断をせら

れます。あるいはこの経済性の問題につ

いても、これはコストが安い、こ

ういうことが言われておるけれども、こ

れをやつていただきたい、第三は建材

に關する学識者の見解を聞いていただ

けたい、こう言わせておるのです。こ

の問題については、まだこれから十分

聞いてやる、こういふことでございま

す。

○森(誓)政府委員 はん縦當な意見を出されると私は

思ひます。第一の問題は、品質の比

較試験をやつてもらいたい、第二番目

の問題は、技術、コストに關する討論

会をやつていただきたい、第三は建材

に關する学識者の見解を聞いていただ

けたい、こう言わせておるのです。こ

の問題については、まだこれから十分

聞いてやる、こういふことでございま

す。

○勝澤委員 長引くことがいけない、

こういふに言つておられるのです

が、それは二十九年のときにこれが問

題になつたのです。二十九年のときに

は、合併会社だからといふ理由で言われおりました。今回は先ほど

なればならないと思います。そういう

機会を今後も作りたいと思っており

ますが、これがただ公正にまたきわめ

て能率よく行われるような方法を、今

後ともわれわれは考えていただきたいと考えておられます。

○勝澤委員 そらしますと、まだこれ

から十分聞いていきたい、こういふ

に私は理解するのですが、それでは

具体的な内容について少し、私はあま

り専門家でないのですけれどもお聞き

をいたしておきたいのです。

○森(誓)政府委員 たゞのはまだ尚早であろうと思ひます

ので遠慮させていただきますが、業界

は、技術は新しい技術ではない、こう

いふことを言われておるので、これ

は私は大へんな問題だと思うのです。

たしたいといふふうに考えておるので

あります。ただそういう方法等につき

ては、技術は新しい技術ではない、こう

いふことを言われておるので、これ

は、そういう点について話し合いをい

ます。まして、一番弊害の少い、能率のい

い方法を考えていただきたいといふふうに

が言つておるようなどと考へておられ

ます。それから、この方が品質がいい

もしどうしてもこの方が品質がいい

となれば、やはりお互いが納得する立

く、こういふ意味なんでしょうか。

○森(誓)政府委員 そのため事柄が

ますと、大へん公平なように思ひます

が、これは一種の石綿スレート製品で

ございます。今回のカラベーストスに

たして、既存者が石綿の円滑な配給

を受けられなくなるのじゃないかとい

うようなことを書つておりますが、そ

ういうふうな点を中心にして反対をい

たしておるのであります。

○勝澤委員 私の手元にありますのを

見ますと、石綿スレート協会あるいは

石綿製品工業業会、岩綿工業会、全国硅

藻土協会、東京保温保冷工業協会、こ

の業界があげて全部反対をしておる

ようふうに思うのですが、通産省

は当然この業界の行政を担当されてい

る立場から、業界の意見をどういうふ

うに聞いて、この反対をどういふふう

に理解をされ、行政の中で今回のこ

の専入の中に考えられておるのか、そ

の点について伺いたい。

○森(誓)政府委員 反対運動の中には

たくさんの団体の名前が並べられてお

りますが、これは前回の反対運動の際

にも名前を連ねてきた団体が、ほとん

ど全部そのまま出てきております。し

かしわれわれとしては、このカラベス

トスの影響が、実際にはどの範囲の業

界に及ぶかということをまず明らかに

いたしてみますと、必ずしも影響の及

ぶないような業界もあるわけです。た

とえば岩綿とか珪藻土とか関係がない

業界も業界としての徳義上、名前を連

は、技術は新しい技術ではない、こう

いふことを言われておるので、これ

は、兩者の技術的な比較上の問題について

お話をありましたが、これらについて

けれども、しかし何かきめて、既定事実の中で業界に押しつけようといふような感じが私はするのです。しかし最初私が確かめましたところ、これについては技術がいいといふ立場は持つておるけれども、まだこれを明確に認可をするということはきめておられない、こういう立場なんでしょうから、まだこの業界の意見からいえば相当時間がかかる、こういうふうに私は思うのです。ですからそういう立場でものを考えていたので、あくまでも国内の産業を育成する、足りない技術でもここ半年、一年かければまだよくなるという見通しがあるならば、これはもう当然よその技術を入れる必要があるませんし、またその技術をよくするために、通産省の中でもいろいろ技術の研究をされていることがあるわけですから、そういう建前でこの問題についてはお考えいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○森(晉)政府委員 もちろんわれわれは国産技術の育成ということに一番努力をいたさなければならぬのでござりますし、そういう意味で通産省としてもいろんな政策を実施しておるのでございますが、ただ遺憾ながら努力を最高度にいたしましたが、すべての技術の面で国際水準に、短期間に到達できることのないものでないわけでござります。その場合にはやむを得ず技術導入をいたしております。たゞ考え方で、われわれは今後あらゆる技術導入の問題にも処していくたいと思つております。しかしこれは技術導入は全然しないという意味ではございません

けれども、そのように国産技術の育成を考えてもなお足りない場合には、外國の技術の導入によってそれが国内技術の向上をつかむ結果になるといふような場合もある、そういう場合には技術の導入をせざるを得ない、こういうふうに考えております。

○勝澤委員 二十九年十二月の二十一

国会の衆議院の大蔵委員会におきましては、特に中小企業を著しく圧迫されることのないよう特段の考慮をせよといふことがなされておるわけであります。従いましてこの問題につきましては、先ほどから十分お話をありまして、また業界の意見をこれから十分聞いて、また納得をしてもらわねばならないと言われておるわけでありまして、業界があげて反対をしている。こ

ういう中では取扱いは十分慎重にやらなければなりませんし、それから新しい技術だ新しい技術だと局長は言われておるけれども、業界の方は別に新し

い技術ではございませんと言つておる

のですから、その点も私は大きな問題

だと思いますので、また先ほどからも

意見を取りまとめておるけれども、十分業界の意見をくんで、問題がまた本委員会に持ち出されることがありますから、これは専門的な機関があ

ると思いますので、また先ほどからも

おつたのであります。それで、その

見通しが濃厚となつてるので、その

ために行田のたび業者の三分の二が生

産を停止し、工場が相次いで閉鎖を

おつたのであります。そこで、失業者が数百人出ている状況であ

ります。一時工場といたしましては三

百七十工場ありましたが、現在は二

二十、転業あるいは休業、廃業は百五

千七百人くらいしかいない、三千人か

らが他に転業せざるを得ないという状

態になつておりまして、行田地方及び

日本たび産業が非常な衰退をしてお

ることは御承知と思ふのであります。幸

いにいたしまして、その関係者の努力によつまして、他へ転業等の真摯な努力が行なわれております。その廃業は三分の二であります

が、三分の二の半分、内部の意見不一致のためにその成果を

おこなつたのは、そのほかに對して、国内産業を優先するといふ立場でおられる件について質疑の通告がありますので、これをお許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 私は、一地方的問題のよ

うであります。実は日本のたび業界に關する問題でありますので、若干時

間をいたしまして、行田市のたび産

業に携わる零細企業者の転業問題につ

いて、岩武中小企業庁長官に質問をい

たしたいと存じます。

○御承知のように、行田市は明治の初

年以來一世紀にわたりまして、たびの

生産に從事をして参りました。そし

て、最盛期には日本の六割のたび産業を

担当して、たびの町として知られて

おつたのであります。ところが一昨年ま

ではまあまあやつて参つたのであります。

そのためにはもちろん初めから

何か計画を持って、ぜひその型に入れ

なければならぬといふような考え方

はいたさないつもりでござります。

○勝澤委員 最後に本問題につきまし

ては、私もあまり専門的な立場でござ

いませんし、また局長も技術の問題に

ついてはそう専門的な立場でないと思

いますから、これは専門的な機関があ

ると思いますので、また先ほどからも

意見を取りまとめておるけれども、

たび業界が納得する立場で比較

的立場の国が現れるわけですが、

たび業界が納得する立場で比較的立

業を興す場合には、これは自由な立場でござりますから、従つて、原則から申しますれば、その際転換なり何なりの場合にも、国の税金の形の予算といふようなことじやなくて、業界の共助なりいろいろなことでもつてやるのが建前ではないかと思います。ところで先ほど申しましたように、この輸入網は非常に大きな輸出産業である、これは全国的にまたがつて非常に大きな輸出産業でございます。従いまして、これを健全に発達させるべき並びに網内網は非常に大きな輸出産業である、これは全国的にまたがつて非常に大きな輸出産業でございます。従いまして、これが健全に発達させるという意味合いからいたしまして、しかもこの不況下において業界自体力がない、そこで、国がやむを得ず補助いたしまして買上げておるという状態でございます。従いまして、ほかの産業が困つたからといって、それにすぐ右へならうのはどうかといふうな感じを持つておる次第でござります。

何らかの措置を講じてやる、しかしながら田のたび産業は、これは自由な企業だから、政府は何らの対策もしてやる必要はない、こういふお話しやどろもは工合が悪いと思う。それで、国家で買い上げるという同じ形式でなくして、たとえば企業整備転換に対する中小企業庁の予算等の中から、これに何らかの援助をするような方法は他にならないものか、行政的措置でもいいからでききないものであろうか、こういうことを聞きたいのです。

制限も必要だといつております。それまでに何らかの範囲で行田の諸君が転換に間に合うように、いわゆるある種の、言葉は悪いですが、ワクとかいろいろについて、せつかく努力していくことがあります。それから話がうまくまとまりますれば、商工中金あるいは中小企業金融公庫等にも転換資金については、十分なめんどうを見るようになると、いふことはいたしたいと思つております。あるいは県の当局の方も、聞くところによりますれば、転換におくれてどうしたらしいかわからぬというふうな、いわば零細企業者に対して何らかの措置を講じたいということで、せつかり商工部の諸君がいろいろ案を立てられております。そういうふうに、われわれとしましてもできるだけのことをしたいと思っておりますが、たゞ、ばらばらで早い者勝ちということでは、これはとてもいけません。そこからあたり、私も行田の諸君が来ますたびごとにやかましく言つておりますが、なかなかむずかしいようになつてあります。今後ともそういう方向で努力をして参りたい、こういうふうに考えております。

も、なお御指導をしていただきたいと思います。
それからくつ下の転業の問題であります。ですが、くつ下業に三分の一近くの業者が転業を希望しておる。ところがただいまお話をのように、既存のくつ下業界界も今のところ不景気だ。こういふようなことで、行田のたびも転業するのにはいかぬ。設備規制をしてほしいといふ声があつたということであります。が、私も前々からこれは聞いておるのあります。ですが、この既存のくつ下業界の状態、これはどういうような現状ですか説明を願いたいと思ひます。

○岩武政府委員 くつ下の業界といいます。が、これはフルファーミションの方ではありますんで、まる編みのメリヤスの編立機を持っております業界のことです。関係の事業者の数も昭和二十五年末には千百名余りでございましたが、現在ではちょうど倍ぐらいになつて、二千二百名をこしております。そして現在の団体法に基きまして工業組合を組織しております。大体組合員が千八百名、約八割五分近い数であります。それぐらいな業界になつております。それで設備の関係が二十五年末には一万六千台余りであつたものが、現在では三万台をこしておる、つまり倍近くになつておるということです、その結果くつ下の生産高が二十五年に四百七十万ダース余りになつております。なお昭和三十三年の一月から八月までも一千二百四十万ダースせんが、一昨年の三十二年では一千九百五十万ダース、約四倍半以上になつております。この状況は、景気がいいからふえておりません。

おるといふような状況は当初若干見られましたが、最近ではそうではありませんで、価格もかなり下つて、昨年の十月あたりでは、昭和二十九年に比べて約半分といふような状況であります。あるいは採算もかなり悪くなつて、中には倒産した業者もあるようですが、そこでそぞらいろいろなことでは、この業界の全体の安定を阻害いたしますから、今度団体法の規定に基きまして、そのまま編みの編立機を持つておりまする業者に対しまして、設備の増設を抑える措置を講じております。これは去る二月の初めにこの規則を出したわけでござります。これはひとり工業組合員だけではなくて、アウト・サイダーにも同じように及びますので、行田関係の問題がございますから、新設つまり今から新しく始めようという人の問題はしばらく見送りまして、行田の転換とともにらみ合せましてある種の措置を講じて、時期至ればあるいはその新設の方も抑える必要があるのではないかどうかといふうに見ております。いずれにしましても、先ほど申しましたように、くつ下の方も決して楽ではない、この方もたびに劣らぬかどうかというほどではございませんが、かなり不況の様相を濃くしておられますので、何らかの調整措置が必要という状況でございます。

す。その処置を感謝するわけであります。が、聞くところによりますと、化織会社の大手の会社ですね、ことらの重役で会社をやめられ、あるいは幹部級で会社をやめられた、こういう人たちが傍系でつく下工場を五百台、千台という規模で作つて、そりして原料は親会社から持つてくる、こういう動きが非常にあります。それで、どういうふうに対応して中小企業庁は、どういうふうに対処をされるつもりでありますか。

○岩武政府委員 実はそういうわざも昨年の秋以来聞いておりますので、従つてそういうものが出来ないよう、設備の新設を抑えようということは考えたわけでありますけれども、どうも片一方に行田の問題がございまして、まあしばらく待とうということにしております。あまり大規模な業者が自分の資本力で出てくるのはまずいかと考へております。ただいろいろこの糸の供給その他を通じまして、かなり系列的な企業形態もあるようになりますが、現にすでにたびをやつしている行田の諸君のうちにも、そういうものが若干あるようございます。まあこういうのはどうも推奨する形ではないと思いますが、やはりある程度はやむを得ないかと思つております。直接大資本によりますつく下の製造という点は、できるだけ自省してもらいたいと考えております。

○板川委員 先ほど中小企業庁として、既存のつく下業者と、行田の転換しようというつく下業協同組合ですか、ここで何とか話し合いを円満にさせていくように仲介の労をとつておる、こういうことがあります。その後その問題はどういうふうに発展しておるのでありますか。

○岩武政府委員 まだ最後の話です。はできておらないよう聞いておりま
す。ただ話の空氣は割合協調的に進ん
でるといふうな情報は得ております。
す。役所が中へ立ちまして何台がいい
とか、何台は多過ぎるとか、何台は少
な過ぎるといふことは薄うべきこと
じやないと思ひます。ことに将来の業界
の運営の問題もござります。転換いた
しますればやはりくつ下の業界になり
ますので、あまりあとにしこりを残す
ような形で転換を無理に進めるといふ
ことはまずいかと思ひますから、両方
が円満にいくように外からアドバイス
する。こういう状況でございます。

○板川委員 昨日の埼玉の新聞です
が、中小企業庁長官が現地を視察した
い、こうしたことがあつと新聞に出
ておりました。まあほんとうに実情を
調査されて、一つ具体的な対策を今後
ぜひとも立てられ、また指導をしてい
ただきたいと思うのです。中小企業庁
のこの設立の趣旨からいいましても、
やはり中小のうちでも零細、下の方に
一つ真剣な対策と考慮を払つていただ
きたいということを要望いたしまし
て、この行田たび産業転業についての
私の質問を終りたいと考えます。

○長谷川委員長 航空機工業振興法の
一部を改正する法律案及びプラント類
輸出促進臨時措置法案の両案を一括し
て議題とし、審査を進めます。質疑の
通告がありますので順次これを許可い
たします。板川正吾君。

○板川委員 ただいま議題となりまし
たフランク輸出促進臨時措置法につ
いて

いて、若干の質問を申し上げたいと存じます。
まずこの法案を要約すると、どういふことを目的として、またどういうことをやろうとしてこの法案を提出されたのか、一つ簡単に要点を説明していただきたいと思います。

○小出政府委員 プラント類輸出促進臨時措置法の提案の趣旨でございますが、終局の目的いたしましては、日本の輸出の中でも、今後ますます重要な比率を占めると思われまするプラント類の輸出促進ということを最終のねらいといいたしまして、このプラント類の輸出を促進するためには、御承知のように従来これらの輸出は必ずしも順調に業績を上げていらないという、その根本的な欠陥が見られまする点を是正したいという点でござります。そのためには、第一にはこのプラント類の輸出につきまして、いわゆるコンサルティングの態勢が日本国内において非常に弱体である。従いましてできるだけすみやかに強力なコンサルティング体制を確立したいということ、一つの要點でございます。

それからもう一つは、従来プラント類の輸出をいたしまする場合に、すべてこのコンサルティングから設計、最後の製造、引き渡しに至るまで全部輸出者あるいはメーカー、それ自体の企業リスクに基いて輸出をしなければならぬ。従いまして、輸出先の相手方が、輸出業者に対しまして、いろいろ品質なり性能その他の点につきまして保証を要求されるわけでございますが、まだ日本の技術等が海外にそれほど十分に宣伝が行き届いていないし、また信

頗度が先進国に比べて少いという現状から、非常に多くの保証を要求される、従いましてそれを全部企業自身のリスクでやらなければならぬといふ關係から、どうしてもこの輸出意欲という面から、国際競争におましまでも不利な条件をいられる場合が多いわけになります。従いまして、それらの占トの中に織り込まなければならぬといふ面から、国際競争におましまでも不利な条件をいられる場合が多いわけになります。従いまして、それらの占トをカバーいたしまするために、コンサルティングの欠陥に基いて起きまするあります。いろいろな保証条項に基く違約金の支払い等につきまして、政府が補償をするということによって安心してプラントの輸出の契約ができるような道を開こう。こういう点が、ごく簡単に申しますれば、この法案のねらいでござります。

ます場合におきましては、ますこれら
のコンサルタントに調査、設計を全部
依頼いたしまして、工場が完成し、引
き渡すところまで、全部をコンサルタ
ントにやつてもらうという慣行がすで
にでき上つております。従いましてそ
れらの資本力あるいは信用力等におき
まして、とうてい日本のコンサルタン
トにおいては太刀打ちできないという
ような趣旨からいたしまして、日本のコ
ンサルティングがそれらの先進国と並
んで競争できますまでの体制を確立
する意味におきまして、特に日本にお
いてはリスト補償といふような制度に
よりまして、これらのコンサルティング
体制の強化に資していくたい。こういう
ような趣旨であります。それらのコン
サルティング態勢確立の度合いと申
しますか、それが非常に先進国とかけ
離れております関係上、特に日本にお
きましてはこういう制度を設けたい、
こういう趣旨であります。

な程度にまで発展したかというお尋ねであります。これがはもともとこういった輸出面においてのみならず、国内における工場の建設、設計といふような面におきましても、これらの先進国におきましては製造業者、あるいは注文者自身が、まずそいつた専門のコンサルタントに精密な設計あるいは工場の建設というようなところまで相談をするという体制が、国内的にも、すでに古くからできておりまして、従いましてこれらのコンサルタントに全部まかせて、その優秀な技術者の調査の結果を信頼して、あとはただ紙を回せばすぐ工場で運転できるといふようなどころまで、全部これにまかせたあとで工場を運転する、こういうような慣行が国内的にもでき上つております。従いまして自然これらのコンサルタント相互間におきましても、できるだけ優秀な技術者を養成し、これらの要請にこたえていくことが、從来からそういう体制ができるておる。従いましてそれらのコンサルタント自身の信用力、また資本力も漸次非常に強大となり、さらに進んで海外に対しても輸出をする場合においても、これらのコンサルタントがまず前面に出していくという体制ができ上つておる、こういうような経過でございます。

○小出政府委員 その点につきましては両方の場合があるわけでありまして、特にアメリカ等におきましてはコンサルタントが専門の事業として、メーカーなり輸出者とは別個に発達をしてきたとあります。ただヨーロッパにおきましてはメーカー自身、製造業者自身の内部にコンサルティング部門を持っておりまして、それが漸次発達し独立していった。こういうような傾向をたどつたように伺っております。

○田中(武)委員 関連ですからあまり時間をとつてはどうかと思うのです。が、なぜこういうことをお尋ねしておるかというと、この法律を見ました場合に感じることは、なるほどプラントの輸出を日本の現状において振興させることが必要であるということはよくわかる。しかしこの法律によつて恩恵を受けるところはいわば一人歩きのできる大きな重工業関係のところばかりである。これが一人歩きができるところならば國の援助も必要であろうが、千ではあるが補助をする、そういう点が何だか高いところへ土盛りしているような感じがするのでお伺いしているわけなんです。というのは当然そういうことはプラント類を輸出する重工業においてやらねばならない仕事ではないかからか。そういうことに対して国が補助しているというような感じを持つ

業の補助等も考えておられるでしようが、どうも一方的な大資本、ことに日本のプラン協会に名を連ねている十社は、いわば独占的な大企業ばかりです。そういうところにおこういう必要があるのかという疑問が一つ。もう一つはちょっとと所管が違います。が、続けてお伺いします。これは今まで国がやるから補償という言葉を使つておるが、事実は保険制度だと思います。そうすると従来の保険制度でこういうことがやれるのじやなかろうか。特に国が特別な補助等をやらなくたっていいのじやないか、こういうようなことが考えられますか、その点をお伺いします。

すでにこういったコンサルティング体制が不備であるということに基いてプラント輸出が非常に伸び悩んでおるといふのが実情でございます。従つてプラント輸出ということを重点として考えます以上は、やはりこういった国家的な何らかの助成措置が必要である。そのことがひいてはこのプラント輸出契約の当事者——これは大企業である場合が、契約の性質上多いかと思いますけれども、それは大企業に関連する下請関係その他の中小企業にもこれら恩恵が当然に及ぶというふうに考えるわけであります。従いましてプラント輸出ということの一つの特性からも考えまして、こういった制度が必要であろう、かように考るるわけであります。それからこのリスク補償制度はお示しの通りその性格は相互保険的なものでござりまするけれども、しかし從来の為替損失補償制度とか、その他いろいろ保険制度等もござりますけれども、こういったコンサルティングの結果に基く保証条項の違約金支払いに対して補償するという制度は、従来は全然ないわけであります。従つてこういったコンサルティング体制に関連する一種の保険的な運用といふものは、いろいろ手を打つて参りましたけれども既存の制度活用ではこれをまかれない切れないとこういうことでございまして、従いましてここに新しい別個の制度としてこういう制度を確立したい、こういう趣旨でござります。

業がお互いに寄つてやろうとしている。それならそれでいいじゃないか。にかかわらずなぜそれにこういういわゆる土盛りをする必要があるのか、こういう疑問を持つわけです。

○小出政府委員 お話を通り今回の法律に基く業務を委託することを予定しておりますするプラント協会は、正式会員は十九社で大体大企業が多いわけであります。が、それらが集まりまして何か共同体制を樹立することによって、先ほど申しておりますコンサルティング・リスクをカバーするようなことはできないかという御趣旨でござりますが、現在のこの体制においては、その点がとうてい一社においてはもちろんできないし、共同いたしましてもできないというのが実情でございまして、その理由は要するにコンサルティング体制といふものが日本の場合におきましては、まだ海外の十分な信用を博するまでの経験を積んでいないところもございまして、輸出先である相手国からいろいろのギャランティを求められるわけであります。そのギャランティに基きまして、起つて参りまする違約金支払いのリスクというもの、全部企業自身が負担をしなければならないというのが現状でございます。従いましてこれらの企業自身としていうものを、お互い同士だけでこれを負担するということだけではとうていまかない切れない。企業自身としてまして、当然輸出価格の中にそれらのリスクを織り込まなければならぬ。

従つてコストが高くなるといふことは、結論において国際競争入札等の場

○板川委員 この協会を運営しておる責任者及び協会における従業員の数はど

合におきまして、日本の輸出が不利になる。従つてチャンスを逃がすといふ

うですか。

理事会の承認を得たものとする。」
いうことになつております。従いま
て理事会の承認があれば入会できる
けであります。すでに発足当時の
一社から十九社と漸次ふえてきてお
まして、この十九社に限定をすると

から、それらの点については遺漏のないようにやつていきたい、かように考えております。

であり、またこれ以外にないと思うのであります。そこでただいまお示しになりましたように、本来ならばこの法律の眼目と申しますか、コンサルティング体制の強化ということが一つの大きなねらいであります關係上、单なる

いて政府自身がこれらに対応して、場合によつては補償金を支払うという制度を確立しておきますれば、これらの企業は安んじて——そらいつた場合において企業自身が全部のリスクを負わなくて済むわけになりますので、コス

ト面におきましてもまた契約面におきましても、非常に円滑に輸出契約が仮進されるのではないか。こういう趣旨であります。

○松川委員 大体この法律による特典として、
契約の業務を指定機関に委託する、そ
の指定機関はプラント協会、ただいまい
のお話からいつてこういうことでありま
す。そこでお伺いしたいのですが、
プラント協会の現在の構成メンバーは
十九社とただいま申されましたが、一宮
十九社の社名を言ってもらいたいと申
います。

○小出政府委員 この社団法人日本プロ
ラント協会が発足いたしました当時に
おいては、会員は十一社でございま
たが、その後漸次ふえて参りまして、
現在十九社であることは先ほど申
げた通りであります。その会員十九社

の会社の名前を申し上げますと、川島重工業、川崎重工業、神戸製鋼、小松製作所、新三菱重工業、住友機械工業、東京芝浦電気、新潟鐵工所、日本製鉄所、日立製作所、日立造船、富士電機製造、藤永田造船所、三井造船、三菱造船、三菱電機、三菱機械製造、本重工業、明電舎及び安川電機

○小出政府委員 このプラント協会
会員でございますが、これはもちろん定款の規定によりまして、会員は正員と賛助会員ということになつておまして、正会員は機械輸出プラント、対し十分の実力を有する製造業者の、で、この会の目的に賛成し、協力ようとする法人でありますて、そし

で、これを拒否した例は一件もございませんし、またこの会の趣旨から由
まして、できるだけこのコンサルテー
ング体制を強化していく、それは結
業界全体の利益になるわけでござい
ますので、今後とも門戸を十分開きま
して、理事会の運営等につきましては
役所も監督しておることでございま
す。

につきましては当然それに即応するよ
うな何らかの事務的な機構なりあるいは
規約面における改正を行わなければ
ならぬ、こういうふうに考えておりま
す。従いまして協会の会長その他とも
すでに内々御相談をいたしておりますわけ
であります。が、今お示しのようにこれ
がごく一部の業界のみに利用されるよ

うな格好になるということは、もあつたん十分分配應しなければならぬ点でござります。ほんとうに日本全体として、協会の定款なり規約面につきましても配慮をいたしたいと思つております。さらに法律面におきましては、十分その承知の通り特にこの業務を委託する關係につきましては、単なる民法上の監督のほかに、この法律に基く特別の監督規定を入れておるのであります。それらの点については十分一つ運用面においては気をつけていきたい、かように考えております。

○板川委員 プラント協会に、三十四年度事業費といいますか、活動費といいますか、どのくらい使われており、それに対して国庫の補助がどのくらいあつたか、三十三年度と今度の予算と、ちよつと知らてもいいたい。

○小出政府委員 従来の社団法人プラント協会の経理の状況でございますが、現在出資金としましては三千万円、国庫補助金といたしましては三十一年度からでございますが、三十一年度からずつと出て参りまして、三十三年度においては一億四千二百万円でございます。会費は三十三年度においては八千万円ござります。そのほかに事業収入、これは見込みでございますが、今年度二千八百万円というような予定でございます。これに対しまして三十四年度の国庫補助は一億五千九百万円ということでござります。海外事務所等につきましても、たとえばカイロの事務所の駐在員等も一名増員するといふうな予定であり、さらにテヘランにつきまして増設を予定しておるという

うな格好になるということは、もちろん十分分配應しなければならぬ点でござります。さらに法律面におきましては、十分その承知の通り特にこの業務を委託する關係につきましては、単なる民法上の監督のほかに、この法律に基く特別の監督規定を入れておるのであります。それらの点については十分一つ運用面においては気をつけていきたい、かように考えております。

○板川委員 この法律を一回ずらつと読みますと、先ほど局長も言いましたように、プラント輸出をどうしても伸ばさなくちゃいけない。そのためにも從来プラント輸出の盲点であったコンサルティングの体制が弱いからこれを強化しなくちやいけない。強化する方法としてはコンサルティングの欠陥による損害が起きた場合には、保険制度みた

いなものでこれを補償する、国家が補償する、こういうようなことが言われ

た通りであります。内容を検討いた

しますと、輸出第一主義という通産大臣のもので、非常に輸出に重点政策を置くと言つておるのですが、國家の方としては名前は出したが、実際金はない。それが補償事業費は原則として保険料で收支まかなうとい

う建前、コンサルティング体制の強化

といふが、これは通産省は、国家は何もしないで、結局プラント協会に一切まかせることで、構成はどいと、ダメー

カー十九社が占めておる。こうしたよう

に検討するが、本気でやるならもつ

としつかりしてやるべきであつて、こ

の程度のことならば行政指導でもやれ

るんじやないかといふ疑問を持つ

のです。さつき申し上げましたように特

殊法人を作つて、國も出資して、そし

て公正に運営してやるようになし、プラ

ントの輸出を伸ばす、こういうことな

り、またそれを一般会計に入れて運用し

ますので、その補償契約の締結の限度

なり、また業界から一定の補償料をと

の業界に、この制度が均霑するような措置をとつて参りたい、かように考う

○板川委員 プラント協会が唯一のコンサルティングの機関だと言われる。そこでお聞きしたいのは、日本からこういう工場を作りたいが、日本の業者に一つどこがいいか、予算はどのくらいだというような引き合いが参りますね。これはこのプラント協会の窓口に一応全部ありますね。その場合、コンサルタントを海外に派遣して設計を出すにしても、たとえばそういう引き合いがきたときに、海外にコンサルタントを派遣する場合、三十一人の協会の人ではこれは間に合うはずはないですね。私のほう行つて見ましたけれども、これは技術の権威者が全部そろつているわけではない。そうしますと加盟十九社の中から主として最高技術者というものを抽出して、それでコンサルタントを結成して向うへ行く、こういうことになりますね。そうしますと、どうも私の感じではやはり最初の疑問が何としても抜けないのでですが、この引き合いがあつたときに十九社以外には——十九社でできなければ別ですが、できるものはとにかく一応十九社でやるがやらないか理事会で諮るでしょうから、全部やつてみて、じや君のところはここのこところを、こういうことになるのじやないか、そうしますと、どうしても十九社に片寄つていい、こう思うのです。だから政府が公正な政府の機関に委任するなら、どうもプラント協会はまずいと思うのですが、そういう十九社が利益を独占するようなことは、この場合考えられませません。

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしました中に多少言葉が不十分で

○小出政府委員 先ほど私がお答えいたしました中に多少言葉が不十分で、あつたかと思いますが、日本のコンサルタントとしては社団法人日本プラント協会が唯一であるという意味ではございませんで、国際的に相当信用力も将来できるであろうと思われる強力なものとしては現在ほとんど唯一のものである。こういう意味でございまして、すべてのプラント輸出に関する引き合いを、全部このプラント協会が一手にやるというわけではございませんし、またすでに既存の、弱体ではございませんするけれども専門のコンサルタントも相当日本にはあるわけでありまして、それらも同時に育成しなければならぬ、こういうふうに考えるわけであります。

いまして、最後は政府が決定をするわけでもありまするので、政府自身もそ

いまして、最後は政府が決定をするわ
けでござりまするので、政府自身もそ
の中に入りまして十分相談をして、公
正にきめていきたいと思いまするし、ま
た実際の技術者をそれらの設計なり調
査に派遣いたしまする場合におきまし
ては、その引き合ひがありました契約
の内容に応じまして、その一番関連の
ある業界から一番適切な技術者等を選
びまして派遣するということになろうう
かと思ひます。協会自体の職員は三十二
名ござりますけれども、先ほど申
し上げましたように、技術嘱託として
十三名ござりまするし、十九社と申
しましても、先ほど申し上げましたよ
うに、この十九社というものは、ブ
ラント輸出関係のメーカーをほとんど
網羅しておりますし、日本の造船ある
いは重電機器あるいは重機械関係の代表
的メーカーは、ほとんど全部入ってお
るよろんな関係になつておりまして、従つ
てごく一部の業界だけで独占するよ
うことは考えられませんし、またそ
ういうことのないよう運営すること
は十分できる、かように考える次第で
あります。

こう思うのです

こう思うのです。プラント輸出がような場合においても、この十
九社の頗ぶる電気機械関係あります。これは会員は十九社の
網羅しているか、あるいはどこでありますか。小出政府委員
申し上げております。これは会員は十九社の頗ぶる電気機械
関係あります。つまり申し上げておきたいことは、今後会員として
会社が入るだけではありませんが、する趣旨でないことを予想される
返し申し上げておきたいことは、今後会員として、会社が入るだけ
は十分聞いておきたいことは、当然その契約がられないよううな
わけでございまして、なぜございましては、その契約がられない
たとえば、また商談が開いておきたいと申しますが、それでござ
りません。それでございまして、そこが問題でございまして、そ
うなものが会員外のところにラクターにならぬ場合におきま
す。

この法律が通つて、当然田
相当伸びてきたという
の点に

さうして重ねて申し上げま

委員 その場合、私は十九社にかかるこれに準ずる企業が将来入ることが産業の民主化の上からも、当然だと思うのです。そなうな企業体なら、大した問題ありません。一口幾らかといふ五十口以上ですから百万、この百万口以上になりますと、調べたところによりますと、二口の会員が年間三百三口の会員が四百万、それからが四百五十万というふうに会費を徴収するが原則ですから、どうかが、一般的のメーカーが入りにとどめられれば、そなうなことは決して安いとは私も考えません。ただ問題は、プラント協会の会員で、その一つのかきねをなしているないかと思うのですが、この点ばかりリスク補償契約ができるないものではございません。会員で

なくともリスク補償契約は一般輸出当事者であればできるわけでござります。ただその補償契約の運営に関する業務を、この協会に委託するというだけのことございますので、会員でなくともこれはできるという点につきましては、その点の区別は一つ誤解のないようにお願いいたしたいと思います。

なお会費の点につきましては、こういった趣意の協会といたしましては、比較的経費も足りないような実情であることとはなんでありますけれども、これらは協会内部の経理の問題でござりますので、なお今後経理状況等を見まして、適正などろに運用していきたいと考えております。

○板川委員 本日はこれで質疑を終ります。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。
次会は明日午前十時より開会いたします。

午後一時三十三分散会

商工委員会議録第十三号中正誤

ペジ段 行 誤 正

六三 吳 紡糸機の廢 紡糸機を廢棄

昭和三十四年二月二十日印刷

昭和三十四年二月二十一日発行